

施設整備専門部会及び事業者選定専門部会の設置について

ごみ中間処理施設整備運営事業を進めるに当たり、総合評価一般競争入札により事業者を選定するため、事業者の選定に必要となる実施方針や要求水準書、落札者決定基準等の審議を行い、最優秀提案者の選定に係る審査を行う事業者選定専門部会を設置する。

また、従来の「専門部会」については、「施設整備専門部会」に改めることとする。

1 施設整備専門部会

所掌事項

- (1) ごみ中間処理施設の整備全般に関すること

2 事業者選定専門部会

所掌事項

- (1) ごみ中間処理施設の整備運営事業者選定に関すること

根拠条例

「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例」

第7条 第1項

「委員会は、専門の事項について調査研究の必要があるときは、専門部会を置くことができる。」

同 条 第2項

「専門部会に属する委員は、委員長が指名する。」

同 条 第3項

「専門部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。」

同 条 第5項

「専門部会の名称及び所掌事項は、委員会において別に定める。」

「地方自治法施行令」

第167条の10の2

「落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者（学識経験者）2名以上の意見を聴かなければならない。」